

高速道路等沿道における屋外広告物対策について

1. 取組概要

【目的】

和歌山県では和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年条例第 10 号。以下「条例」といいます。）に基づき、阪和自動車道の開通（昭和 49 年）を契機として高速道路、自動車専用道路（以下「高速道路等」といいます。）の沿道 300m の範囲内における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。

しかしながら、こうした規制は必ずしも遵守されず、また、県もこれに対して十分な措置を講じてこなかったこと等から、高速道路等の沿道において無秩序に違反広告物が設置されている箇所が存在しています。

本県は、世界遺産やジオパーク等多くの観光・文化資源を保有する観光立県であり、これらの資源を活用するためにも、現在、高速道路等の整備が順次進められています。また、和歌山県景観条例（平成 20 年条例第 21 号）等の活用により、景観資源を保全しつつ良好な景観形成に努めているところです。

こうした中、来県される皆様の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導していく必要があることから、現在、以下の取組みを進めているところです。

【取組内容】

①高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

現行の条例では、高速道路等の沿道 300m の範囲（路面から上）においては原則として屋外広告物の設置を禁止していますが、今般、一定の基準に適合する屋外広告物についてはその設置を認める方向で規制を見直します。

②違反広告物の是正指導

①に併せ、現行の規制に違反する広告物（現存するもの）の是正に関係市町と連携して取組みます。

【これまでの経過】

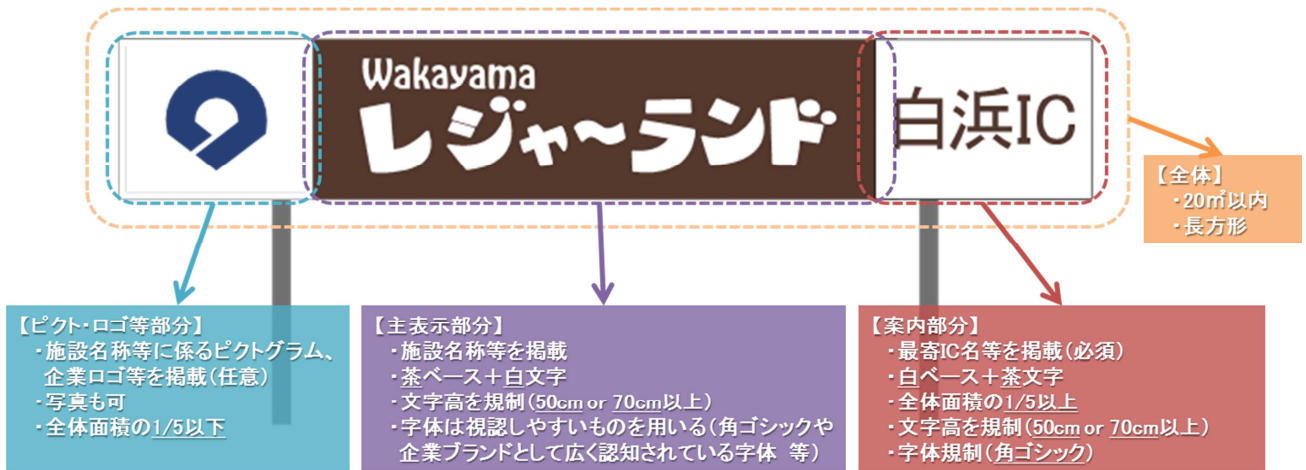
平成 28 年 7 月 26 日	高速道路等沿道における屋外広告物対策について知事記者会見
平成 28 年 8 月 9 日	第 22 回和歌山県景観審議会へ取組説明
平成 28 年 8 月 29 日 (～平成 28 年 9 月 29 日)	「高速道路等沿道における屋外広告物対策について」に対する 取り組み方針についてパブリックコメントを実施
平成 28 年 8 月 30 日 (～平成 28 年 11 月 30 日)	屋外広告物専門委員会による基準等検討（4 回開催）
平成 29 年 1 月 10 日	第 23 回和歌山県景観審議会に対策案を説明

2. 高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

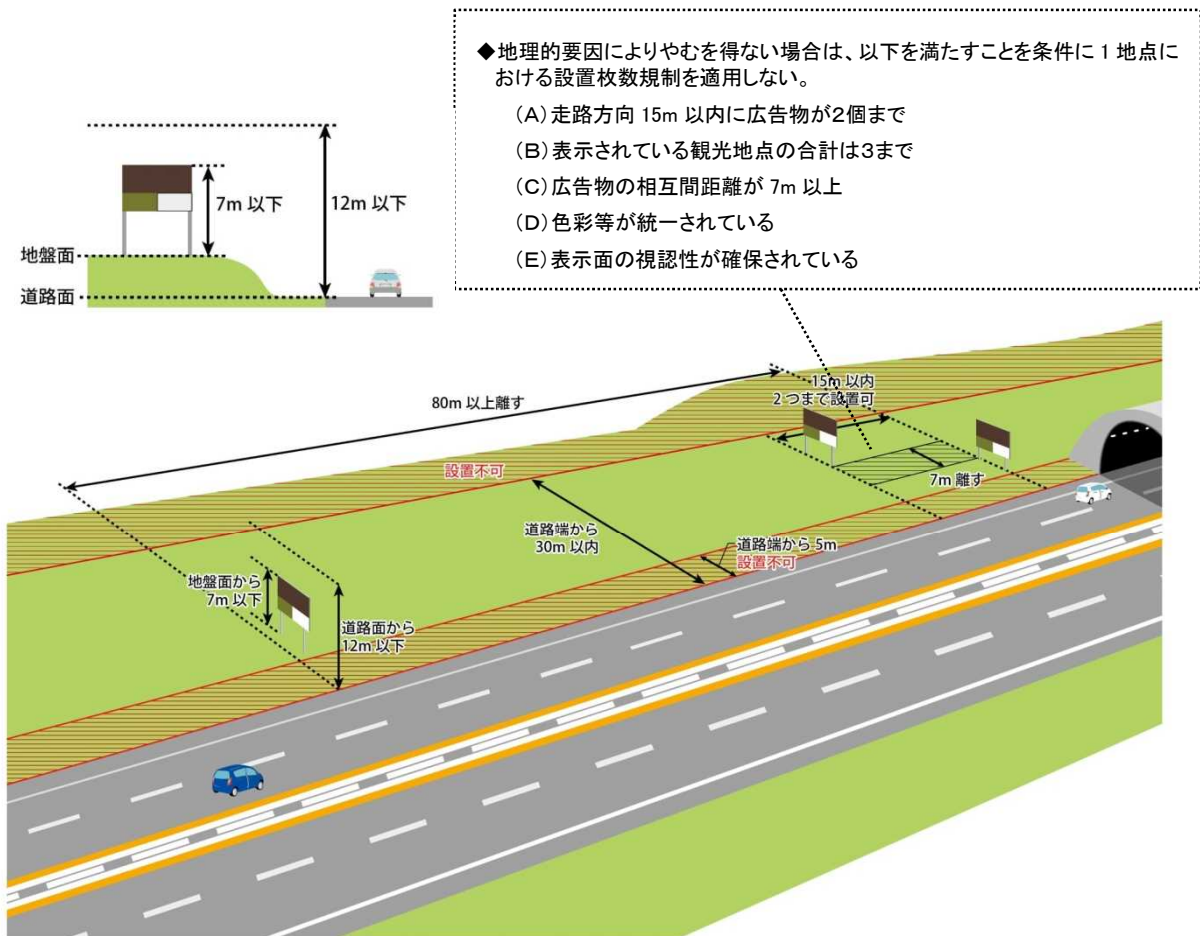
【設置基準(案)概要】

対象路線	和歌山県内の高速道路及び自動車専用道路（中核市である和歌山市内（別条例）を除く）					
表示内容	<p>(1) <u>観光地点</u></p> <p>◎<u>観光入込客統計</u>（観光庁）に基づく<u>観光地点</u></p> <p>※ 城、神社・仏閣、博物館、美術館、動・植物園、水族館、温泉地、スポーツ・レクリエーション施設、海水浴場、公園、遊園地、テーマパーク等が該当（ただし、公的観光情報サイト等に掲載されているものに限る）</p> <p>※ 一般店舗・飲食店、ホテル・旅館は対象外</p> <p>◎上記以外の観光地点であって特に観光振興に資するものとして知事が認めたもの</p> <p>(2) <u>地域特産品</u></p> <p>◎中小企業地域資源活用促進法に基づく<u>地域産業資源</u>（※）であって地方自治体又は公共的団体（農協、漁協、観光協会等）が設置するもの</p> <p>※ 和歌山県ではミカン、柿、梅、マグロ、タチウオ、各種工芸品等を指定(計 179 件)</p>					
規格	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・20 m²以内（単独看板の場合） ・30 m²以内（集合看板の場合） (*)英語併記（集合看板）は45 m²まで可 	高さ	地盤面から <u>7m</u> 以内	形状 長方形 (R 状の面取りは可)	
デザイン	色	<p>【主表示部分】 茶ベース＋<u>白</u>文字</p> <p>【案内部分】 <u>白</u>ベース＋茶文字</p>	字体	<p>【主表示部分】 視認しやすい字体</p> <p>【案内部分】 角ゴシック</p>	<p>文字サイズ</p> <p>路端からの距離に応じる文字高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15m 以内→<u>50cm</u>以上 ・15～30m 以内→<u>70cm</u>以上 	<p>表示面積</p> <p>【案内部分】 <u>1/5</u>以上</p> <p>【ピクト・ロゴ等部分】 <u>1/5</u>以下</p>
枚数設置場所	枚数	4枚まで (上り・下り2枚)	設置場所	<p>①路端からの距離：<u>5m</u>超 <u>30m</u>以内 (道路標識から 10m 以内の区域を除く)</p> <p>②路面からの高さ：<u>12m</u>以内</p> <p>③相互間距離：<u>80m</u>以上（走路方向）</p> <p>④1 地点に1枚まで。ただし、地理的要因によりやむを得ない場合は、一定の条件（色彩、レイアウトの統一等）のもと1地点に2枚まで設置可。</p>		
その他	<p>【空き看板対策】 空き看板は茶色とする</p> <p>【裏面对策】 看板の裏面は茶色又はグレーとする（道路から展望できる場合に限る）</p>					

【新たに設置を認める広告物のイメージ】

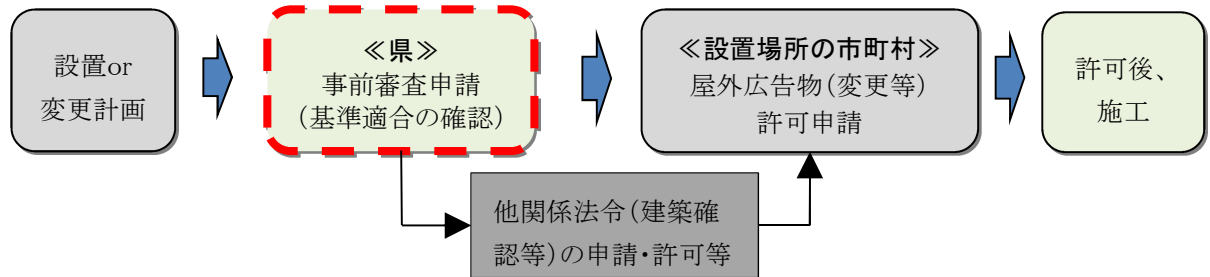


【設置場所規制のイメージ】



【許可事務の円滑化に対する対応】

本県では、屋外広告物設置に係る許可事務を市町村が行っておりますが、制度の円滑かつ統一的な運用を確保するため、当分の間、市町村への許可申請に先立ち、県が申請内容について事前審査を行うこととします。



3. 高速道路等の沿道における違反広告物の是正指導

【是正指導方針】

【新規広告物】

- 新基準施行日以降に新たに設置する広告物については、新基準への適合を求める。

【既存違反広告物】

- 屋外広告物法及び県条例が3年間の許可更新制を採用していることを踏まえ、I・IIにより是正に向けた計画性、安全性が確認できたものに限り、**平成32年3月31日まで**（新基準施行後概ね3年間）新基準への適合を猶予。
 - I 是正計画書（今後の是正方針、有資格者による点検結果、誓約書を添付）の提出（新基準公布から1ヶ月以内）。
 - II 安全性を確保できていることを証する書類（地盤からの高さが4mを超える広告物は、別途、建築基準法による構造基準を満たしていることを証する書類を添付）の提出（新基準施行後6ヶ月以内）。

【相互間距離規制（80m）の取扱い】

- 新基準に基づく許可を得た広告物（新設、既存改修を問わない）は、相互間距離規制（80m）に係る優先権を得る。

→新基準への適合が猶予された広告物(A)であっても、その80m以内に新基準に基づく許可を受けた広告物(B)が設置された場合は、(A)は相互間距離規制に違反し、撤去等の対応が必要になることに留意。

